安全未来特定認定再生医療等委員会

議事録要旨

第34回 4部

安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第34回 第4部

2019年2月27日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・ 判定を行ったのでその議事録要旨を作成する。

【議題】

再審査:今給黎整形外科クリニック 様

「多血小板血漿 (Platelet-rich plasma: PRP)を用いた整形外科疾患に対する組織修復」

第1 審議対象及び審議出席者

1 日時場所

日 時:2018年2月15日(金曜日)第4部 20:30~20:50

開催場所:東京都渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル

2 出席者

出席者:内田委員、寺尾委員、高橋委員、角田委員、井上委員、山下委員

奥田委員、中村委員

欠席者: 佐藤委員、辻委員、菅原委員、栃原委員、坂口委員

申請者:院長 今給黎 直明 先生

申請施設からの参加者: 今給黎 直明 先生

陪席者:(事務局)坂口雄治、木下祐子

3 技術専門委員 寺尾 友宏先生 (当委員会委員)

(厚生労働省令第百十号 第63条の「第四十四条第二号又は第三号に掲げる者が、審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門知識を有する場合には、当該者」である)

4 配付資料

資料受領日時 2019年1月11日

(本審査資料)

• 再生医療提供計画

「審査項目: 多血小板血漿 (Platelet-rich plasma: PRP)を用いた整形外科疾患に対する組織 修復」

・再生医療等提供基準チェックリスト

(事前配布資料)

- · 再生医療等提供計画書(様式第 1)
- ・ 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- 特定細胞加工物概要書
- 特定細胞加工物標準書
- ・ 品質リスクマネジメントに関する書類
- 特定細胞施設基準書
- 特定細胞施設手順書

(会議資料)

- ・ 再生医療等提供基準チェックリスト
- · 再生医療等提供計画書(様式第1)

第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成二十六年九月二十六日厚生労働 省令第百十号)第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

- 一 過半数の委員が出席していること。
- 二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること。
- 三 次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。
- イ 第四十四条第二号に掲げる者
- ロ 第四十四条第四号に掲げる者
- ハ 第四十四条第五号又は第六号に掲げる者
- ニ 第四十四条第八号に掲げる者
- ホ 技術専門委員 (審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門的知識を有する者をい
- う。以下同じ。)(第四十四条第二号又は第三号に掲げる者が、審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾 患等に対する専門知識を有する場合には、当該者)
- 四 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。)と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
- 五 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が含まれていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

今回審査を行う申請者と技術専門員を紹介した。続いて、申請者に各委員の紹介をした。

- 2 副委員長奥田委員から再生医療等提供基準チェックリストを項目別に読み上げるよう事務局 の坂口雄治に依頼し、同時に各委員には随時疑問点があれば挙手にて質問し、確認を求めて進 めて行き、個別の質問には今給黎先生が答える形式で進めるように説明があった。
- 3 副委員長奥田委員が進行をする事とした。

第3 厚労省の再生医療提供基準チェックリストにもとづく審議及びそれ以外の質疑応答

今回の審査は、2018年9月4日に行われた当委員会の審査において承認となっておりましたが、 申請医院より提供計画の変更があったため再度審査にかけるものである。

<変更事項>

- 再生医療等の対象疾患の変更
- ・細胞加工施設の変更

今給黎先生より、上記の変更事項の具体的な説明があった。

- 1 【問】角田委員より、前回の申請と今回では、対象疾患の数は増えても、手技的や関節内に投 与という事は変わらないということで大丈夫ですかとの質問があった。
 - 【答】今給黎先生より、使用するキットも手技も変わりはないですとの回答があった。
- 2 【問】山下委員より、細胞培養加工施設の範囲が広がって、院長室やスタッフルーム等きれいなのですかとの質問があった。
 - 【答】今給黎先生より、関東厚生局に再申請して基準も満たしていますし、きれいです。個室になっているので、よりプライバシーを保てるため、患者さんにとっても落ち着いて治療をうけることができるとの回答があった。
- 3 【問】寺尾委員より、遠心分離器を何台も購入したのですかとの質問があった。
 - 【答】今給黎先生より、可動式になっていますとの回答があった。
 - 【問】山下委員より、移動させることで器械に影響はないのですかとの質問があった。
 - 【答】今給黎先生より、フラットなフロアーを移動するだけなので問題ないですとの回答があった。
- 5 【問】角田委員より、股関節に打つのは難しくないのですかとの質問があった。
 - 【答】今給黎先生より、超音波を使えば大丈夫ですとの回答があった。

上記の質疑応答の他、厚労省の再生医療等提供基準チェックリストに従った審査も行い 全ての審議が終了した。この間、委員の構成に変更はなかった。

第4 判定

今給黎整形外科クリニック 様

「多血小板血漿 (Platelet-rich plasma: PRP)を用いた整形外科疾患に対する組織修復」

1. 各委員の意見

- (1) 承認 8名
- (2) 条件付き承認 0名
- (3) 非承認 0名

2. 委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上